

平成29年1月18日

答申第755号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、平成19年度の退職給付会計の割引率に関して「① 平均年金支給期間を加味した年数、② 平均残存勤務期間、③ ①および②を加味して適用した国債の年数、利回り、④ 19年度期首に割引率を4.5%から2.3%に変更した理由、⑤ ④の退職給付会計基準等に違反した会計処理を行なって粉飾決算を行なった経緯」の開示の求めがあった。

NHKは、④は開示したが、①、②、③および⑤については文書が存在しないため開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書のうち、①は平成19年度の割引率が「平均年金支給期間を加味した」算定方法ではないため、②および③に係る文書は保存年限を過ぎているため、⑤は粉飾決算を行っていないため、いずれも文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書はいずれも存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成29年1月18日（第245回審議委員会）

第768号諮問、審議、答申